

農薬登録情報（使用制限のかかるもの）

以下の農薬は、平成23年12月14日に使用制限となる登録の変更が予定されておりますので、関係機関等へ周知をお願いいたします。

登録番号	農薬名(商品名)	農薬の種類名	製造者名
第12842号	ビーナイン水溶剤80	ダミノジッド水溶剤	日本曹達株式会社

■ 変更内容及び変更理由

【変更内容(今回の使用制限変更にかかると部分のみ)】

- ①作物名「はぼたん」の使用時期:定植後3日目(希釈倍数:100~200倍)を削除し、子葉展開後及び鉢上げ後(希釈倍数:200~400倍)を追加する
- ②各作物名に「(施設栽培)」を追記する。

【適用表(今回の使用制限変更にかかると部分のみ)】

【変更前】

作物名	使用目的	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ダミノジッドを含む農薬の総使用回数	
きく (切花用)	節間の伸長抑制	500~5000倍	50~150 L/10a	生育期	4回以内	茎葉散布	6回以内	
	花首の伸長抑制	1000~1500倍		発蕾期~摘蕾期	2回以内			
きく (ポットマム)	節間の伸長抑制	200~400倍	50~150 L/10a	摘芯後10~7日 又は定植3日後から発蕾初期	3回以内		3回以内	
ポインセチア		100~200倍		定植後3~30日	1回		1回	
ハイドランジア				定植後3~30日	2回以内		2回以内	
はぼたん				定植後3日目	1回		1回	
ペチュニア				定植後2週間目				
アザレア		150倍		摘芯後30~40日	3回以内		3回以内	
		200~400倍		摘芯後30~120日				
あさがお		400~800倍		本葉5~7枚の時	1回		1回	
しゃくなげ		節間の伸長抑制、着蕾数増加		75~100倍	100mL /5号鉢	新梢伸長完了期を1回目として3回処理(1ヶ月間隔)	3回	3回

【変更後】

作物名	使用目的	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ダミゾッドを含む農薬の総使用回数
きく (切花用) (施設栽培)	節間の伸長抑制	500～ 5000 倍	50～150 L/10a	生育期	4 回以内	茎葉散布	6 回以内
	花首の伸長抑制			発蕾期～摘蕾期	2 回以内		
きく (ポットマム) (施設栽培)	節間の伸長抑制	200～ 400 倍	5～10mL /5 号鉢	摘芯後 10～7 日 又は定植 3 日後 から発蕾初期	3 回以内		3 回以内
ポインセチア (施設栽培)		100～ 200 倍	50～150 L/10a	定植後 3～30 日	1 回		1 回
ハイドランジア (施設栽培)		100～ 200 倍		定植後 3～30 日	2 回以内		2 回以内
はぼたん (施設栽培)		200～ 400 倍		子葉展開後	2 回以内		4 回以内
				鉢上げ後	2 回以内		
ペチュニア (施設栽培)		100～ 200 倍		定植後 2 週間目	1 回		6 回以内 (水溶剤は 4 回以内)
		200～ 400 倍		鉢上げ後	4 回以内		
アザレア (施設栽培)		150 倍		摘芯後 30～40 日	1 回		3 回以内
		200～ 400 倍		摘芯後 30～120 日	3 回以内		
あさがお (施設栽培)		400～ 800 倍		本葉 5～7 枚の時	1 回	1 回	
しゃくなげ (施設栽培)	節間の伸長抑制、着蕾数増加	75～ 100 倍		100mL /5 号鉢	新梢伸長完了期を 1 回目として 3 回処理(1 ヶ月間隔)	3 回	3 回

【変更理由】

登録維持に必要な追加の資料整備に経費と時間を要するため。

【本件の問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室
池長、代市

TEL:03-3502-5969

FAX:03-3501-3774